

京都市訓令甲第 29 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 30 日

京都市長 梶 本 頼 兼

別表第 1 備考以外の部分中「危機管理監」を「会計管理者，危機管理監」に改め，「広報監」の右に「，地球環境政策監」を加え，「保健福祉局医務監」を「環境局監理監，保健福祉局医務監，都市計画局景観創生監」に改め，「，、、統括監察員」及び「，、、監察員」を削り，「，、、保育担当課長補佐」の右に「，、、事業担当課長補佐，、、用地担当課長補佐」を，「，、、担当係長」の右に「，、、事業担当係長，、、用地担当係長」を加え，「，サービス提供責任者」を削る。

附 則

この訓令は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(総務局人事部給与課)